

特定非営利活動法人ヴィータ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヴィータと称し、英文名を VITA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県海老名市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、発達障害者や発達障害児を育てる親、がん患者・患者家族をサポートする活動を通じて、社会的弱者がハンディキャップを超えて活躍できる社会を実現し、もってわが国の社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 社会的弱者のサポート（カウンセリング、就職支援・定着支援、治療や福祉に関する情報提供）に関する事業
- (2) セミナー、ウェブサイトなどの情報提供事業
- (3) 自助会の運営に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 10人以内

(2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 解散における残余財産の帰属

(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査および理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

（事務局の設置）

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 久保田 晃祥

副理事長 宍戸 仁

理事 溝井 由美子

監事 月野 鉄平

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1)入会金 正会員 個人、団体共に 0 円
賛助会員 個人、団体共に 0 円
- (2)年会費 正会員 個人、団体共に 10,000 円
賛助会員 個人、団体共に 3,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人ヴィータ

役名	氏名 <small>(ふりがな)</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	くぼた てるよし 久保田晃祥		無
副理事長	ししど ひとし 宍戸 仁		無
理事	みぞい ゆみこ 溝井 由美子		無
監事	つきの てっぺい 月野 鉄平		無

設立趣旨書

1 趣旨

社会的弱者に含まれる精神障害者・身体障害者をはじめがん患者・がんサバイバー・がん患者家族や不登校・引きこもりの社会的生産性の減耗は非常に大きな問題となっております。社会的弱者に対して必要な福祉やケアが届いてないことが多々あることもその問題を大きくしています。

さらに社会になじめずにフリーランスとして働く社会的弱者がそれぞれバラバラに細々と仕事をしており、サポートや福祉が十分に行き渡っていない現状もあります。そのためフリーランスとして働く社会的弱者および健常人のより良い活用方法、さらなる生産性の向上を目指したサポートを展開していく必要があると考えています。

そのような中で、発達障害当事者や発達障害の子供を持つ親や不登校児の親の自助会を含め、がん治療セミナーなども併せて30回以上開催してきました。

徐々に参加人数も増えていき、日本に広域で広がっている自助グループともつながっており、規模も拡大しつつあります。そこで今後はこれまでの活動を継続していきながらリアルでも仙台市だけでなく、目下は宮城県富谷市、名取市、神奈川県海老名市、横浜市、大和市への広がりを考えていきたいと思っています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ継続的に推進していくことと、仙台市以外やオンラインでの活動を広げていくために他の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に障害者や不登校の問題をはじめ、青少年の健全育成に関わるさまざまな事業を多方面にわたって展開することができるようになり、地域社会だけでなく広域に貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

令和2年7月 サークル団体「発達ライフ」発足

令和2年8月 中高年向けオンライン自助会「発達障害自助会ミドルライフ」開催

令和3年5月 オンライン自助会「発達オンライン・オープン・ダイアログ研究会」開催

令和3年6月 任意団体「ライフポータル」を立上げ

令和3年6月 がん免疫療法セミナー開催

令和3年7月 会員間で法人化の意思確認

令和3年7月 設立総会開催

令和3年8月9日

特定非営利活動法人ヴィータ

設立代表者 住所又は居所

久保田晃祥

令和3年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人ヴィータ

1 事業実施の方針

初年度は、この法人の存在及び活動を広く一般に周知するために、入会促進の活動及び情報提供事業を中心に行い、その他の事業については、具体的な活動を開始するための準備期間とする。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
社会的弱者のサポートに関する事業	この法人の主たる事務所を拠点として、発達障害者や発達障害児を育てる親、がん患者・患者家族などを対象とするか個別カウンセリングや、専門家や行政機関等への相談の橋渡しの業務を行う。本年度は相談体制の構築などを中心に行う。	法人成立の日から令和4年3月31日まで。ウェブサイトは常時。	この法人の主たる事務所	3人	宮城県内及び神奈川県内を中心とする市民一般、延べ200人。全国の市民一般、約250人	2,050
セミナー、ウェブサイトなどの情報提供事業	当法人の活動を広くPRし、個別カウンセリングの受診等につなげるために、ウェブサイトの公開と、専門家を講師としたセミナーの開催を行う。	法人成立の日から令和4年3月31日まで。ウェブサイトは常時。セミナーは月1回程度。	この法人の主たる事務所、インターネット上	3人	全国の市民一般、約250人	2,050
自助会の運営に関する事業	この法人が、発達障害者や発達障害児を育てる親、がん患者・患者家族などにとつての自助会として機能するために、定例会の開催、会員専用ウェブサイトの開設、メーリングリストなどの事業を行う。本年度は会員募集を中心に行う。	法人成立の日から令和4年3月31日まで。	この法人の主たる事務所、インターネット上	3人	宮城県内及び神奈川県内を中心とする市民一般、延べ200人	2,060

令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人ヴィータ

1 事業実施の方針

2年目は、セミナー、ウェブサイトなどの情報提供事業に加えて、社会的弱者のサポートに関する事業及び自助会の運営に関する事業も、広く具体的に実施する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
社会的弱者のサポートに関する事業	この法人の主たる事務所を拠点として、発達障害者や発達障害児を育てる親、がん患者・患者家族などを対象とするか個別カウンセリングや、専門家や行政機関等への相談の橋渡しの業務を行う。本年度は個別のカウンセリングの回数などを拡充する。	法人成立の日から令和5年3月31日まで。	この法人の主たる事務所	5人	宮城県内及び神奈川県内を中心とする市民一般、延べ200人 全国の市民一般、約350人	2,935
セミナー、ウェブサイトなどの情報提供事業	引き続き当法人の活動を広くPRし、個別カウンセリングの受診等につなげるために、ウェブサイトの公開と、専門家を講師としたセミナーの開催を行う。	法人成立の日から令和5年3月31日まで。ウェブサイトは常時。セミナーは月1回程度。	この法人の主たる事務所、インターネット上	5人	全国の市民一般、約350人	2,935
自助会の運営に関する事業	この法人が、発達障害者や発達障害児を育てる親、がん患者・患者家族などにとっての自助会として機能するために、定例会の開催、会員専用ウェブサイトの開設、メールリングリストなどの事業を行う。本年度は、月1回程度の定例会の開催を行うとともに、会員専用ウェブサイト及びメールリングリストの開設を行う。	法人成立の日から令和5年3月31日まで。定例会は月1回程度。会員専用ウェブサイト及びメールリングリストは常時。	この法人の主たる事務所、インターネット上	5人	宮城県内及び神奈川県内を中心とする市民一般、延べ200人	2,930

令和3年度（初年度）活動予算書

法人成立の日から令和4年 3月31日まで

科目		特定非営利活動法人ヴィータ	
		金額（単位：円）	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	200,000	
	賛助会員受取会費	300,000	500,000
2	受取寄附金		
	受取寄附金	2,500,000	2,500,000
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	0	0
4	事業収益		
	(1)社会的弱者のサポートに関する事業	1,500,000	
	(2)セミナー、ウェブサイトなどの情報提供事業	1,500,000	
	(3)自助会の啓発及び運営に関する事業	500,000	3,500,000
5	その他収益		
	受取利息	0	
	雑収益	0	
	経常収益計	0	0
II	経常費用		6,500,000
1	事業費		
	(1)人件費		
	給料手当	4,000,000	
	法定福利費	800,000	
	福利厚生費	0	
	人件費計	4,800,000	
	(2)その他経費		
	旅費交通費	100,000	
	通信運搬費	100,000	
	印刷製本費	50,000	
	消耗品費	20,000	
	備品費	30,000	
	水道光熱費	40,000	
	地代家賃	1,000,000	
	会議費	10,000	
	雑費	10,000	
	その他経費計	1,360,000	
	事業費計		6,160,000
2	管理費		
	(1)人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	40,000	
	法定福利費	8,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	人件費計	48,000	
	(2)その他経費		
	旅費交通費	1,000	
	通信運搬費	1,000	
	印刷製本日	1,000	
	消耗品費	1,000	
	備品費	1,000	
	水道光熱費	1,000	
	地代家賃	100,000	
	会議費	1,000	
	雑費	1,000	
	租税公課	15,000	
	その他経費計	123,000	
	管理費計		171,000
	経常費用計		6,331,000
	当期経常増減額		169,000
III	経常外収益		
	固定資産売却益		
	経常外収益計	0	0
IV	経常外費用		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計	0	0
	当期正味財産増産額		0
	設立時正味財産額		169,000
	次期繰越正味財産額		0
			169,000

令和4年度活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人ヴィータ

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	600,000	800,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000	4,000,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
(1)社会的弱者のサポートに関する事業	3,000,000		
(2)セミナー、ウェブサイトなどの情報提供事業	2,000,000		
(3)自助会の啓発及び運営に関する事業	1,000,000	6,000,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			10,800,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,000,000		
法定福利費	100,000		
福利厚生費	0		
人件費計	7,100,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	200,000		
印刷製本費	100,000		
消耗品費	40,000		
備品費	60,000		
水道光熱費	80,000		
地代家賃	1,000,000		
会議費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	1,700,000		
事業費計		8,800,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	50,000		
法定福利費	10,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	60,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	1,000		
通信運搬費	1,000		
印刷製本日	1,000		
消耗品費	1,000		
備品費	1,000		
水道光熱費	1,000		
地代家賃	100,000		
会議費	1,000		
雑費	1,000		
租税公課	15,000		
その他経費計	123,000		
管理費計		183,000	
経常費用計			8,983,000
当期経常増減額			1,817,000
III 経常外収益			
固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増産額			1,817,000
前期繰越正味財産額			169,000
次期繰越正味財産額			1,986,000